

改正

平成29年11月14日規程第64号

平成31年3月22日規程第65号

創価女子短期大学ファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント委員会規程

(目的)

- 第1条 本学に、職員の教育研究活動の向上を目的として不断に検討を行い、その改善、充実を図るために、ファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント委員会（以下「FD・SD委員会」という。）を置く。
- 2 本規程における職員には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の短期大学執行部等も含まれる。
- 3 ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）とは、短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。
- 4 スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）とは、短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修のことをいう。ただし、第3項に該当する研修は除く。
- 5 第4項のうち、事務職員に関するSDについては、別途、「学校法人創価大学職員研修規程」に定める。

(審議事項)

第2条 FD・SD委員会は、次の各号に掲げるFD及びSDの改善、充実の方策に関する事項を審議する。

- (1) 授業の内容及び方法の改善を図る方策に関する事項
- (2) 短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を行う上で必要となる様々な知識等の習得、向上を図る方策に関する事項
- (3) 研修会及び講習会の開催に関する事項
- (4) 学生による授業評価の実施、結果の分析及び利用に関する事項
- (5) その他FD・SD委員会が必要と認めた事項

(構成)

第3条 FD・SD委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 教務部長
- (2) 学科長
- (3) 学生部長
- (4) 教務委員（2名）
- (5) 教務課長
- (6) 学生課長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 FD・SD委員会に委員長を置き、教務部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(成立)

第6条 FD・SD委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第7条 FD・SD委員会の議決は、出席委員の過半数によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(専門委員会)

第8条 FD・SD委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員長及び委員は、FD・SD委員会の議を経て、学長が任命する。

3 専門委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(事務の所管)

第9条 FD・SD委員会の事務は、教務課が所管する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月14日規程第64号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日規程第65号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。